

伊平屋村新型コロナウイルス感染症自宅療養者等支援金

伊平屋村では、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となり、自宅で療養を余儀なくされた子育て世代の方を対象に休暇の取得をしやすい環境を創出するため支援金を支給いたします。

子の健康観察のため濃厚接触者となり自宅療養を余儀なくされた方



自宅療養後



- ①申請書の提出
- ②受付・審査
- ③支援金の支給



伊平屋村

対象者

- ・伊平屋村民であり、就学児童・生徒および保育園児等が陽性者または濃厚接触者となり自宅で健康観察を行うため、自宅療養を余儀なくされた子育て世代の個人または世帯。

対象期間

- ・令和4年4月1日以降、北部保健所・伊平屋村から自宅療養の通知・連絡を受けた個人又は世帯。

支援金の内容および回数

- ・自宅療養期間に応じて、上限64,000円（最大10日×1日6,400円）
- ・個人また世帯の申請 1回まで

申請の希望および支援金の受給方法

- ・ 支援を希望される場合は、電話またはFAXにより伊平屋村役場企画財政課へご連絡ください。その際に、申請いただく書類を送付致しますので、住所、氏名、連絡先電話番号をお伝えください。
- ・ 後日、係のものより申請方法・支援内容等についてご連絡致します。
- ・ 支援決定後、ご自宅に交付決定通知書を送付します。交付決定通知書に支払日を記載しますのでご確認をお願いします。

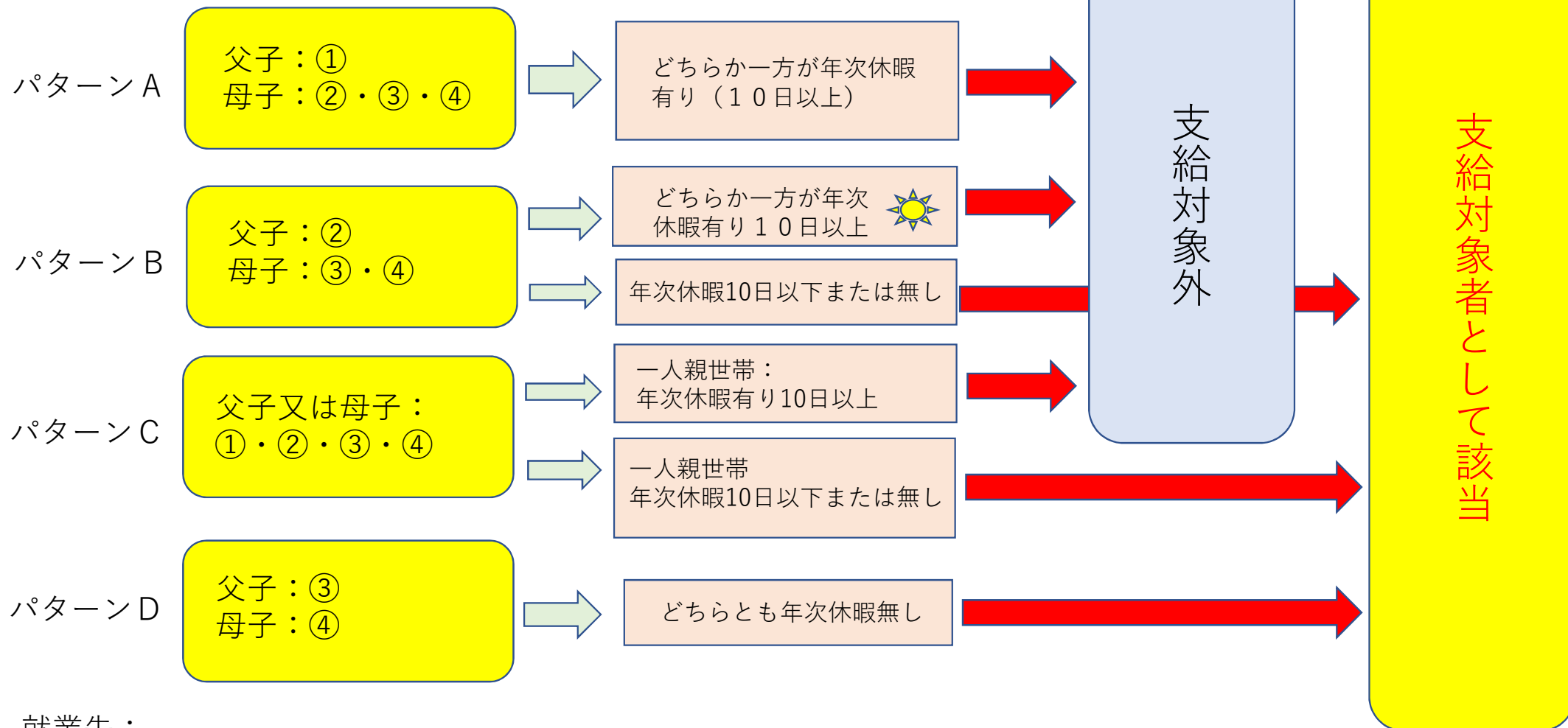
ご自身が対象となっているかの判断について

- ・ 本支援金の交付対象の判断が難しい方は、伊平屋村ホームページにQ&Aを掲載しておりますのでご確認いただくか、下記、担当課までお問合せください。

お問合せ・申請先：伊平屋村役場 企画財政課
電話：0980-46-2005 FAX：0980-46-2956
伊平屋村ホームページ：<http://www.vill.iheya.okinawa.jp>
(平日) 9：00～17：15 の間

子育て世帯への個人給付金の取扱について ～参考～

※児童・生徒および保育園児が新型コロナの陽性および自宅待機を余儀なくされた方への支援策



就業先：

①役場,JA,JF,社協など ②建設業,日雇い業など ③農業,漁業一次産業従事者など ④個人自営業,サービス業など

伊平屋村新型コロナウイルス感染症自宅療養者支援事業

事業概要

新型コロナウイルス感染拡大防止による、就学児童・生徒および保育園児等を自宅で健康観察を行うため、子育て世代の方を対象に休暇取得をしやすい環境を創出することで、感染拡大を抑制し村民の日常生活を維持するため真に生活の支援を必要としている個人または世帯へ一定の支援金を給付する。

R3年度実施内容

【支援対象者】

新型コロナウイルス感染症のPCR検査等により濃厚接触者等（経過観察含む）となりやむを得ず自宅待機の措置が必要となった世帯。

支援金： 64,000円（上限）× 30世帯

総額： 1,920,000円

事業実施の目的・効果

自宅療養期間中は、日中家にいる時間が長時間になることから、日頃の食料費・光熱費等の増加もあり、費用の一部を支援金として取り扱い、また、日々雇用・休業等による収入に直結して減により、十分な支援を受けられていない個人または世帯の健康の維持増進と日頃経験したことの無いストレスへの負担軽減を図る。（収入への不安、新たな生活様式の中での必要物品、食料確保等）

イメージ図

